

12 / 27 (月) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 12月27日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道無電柱化推進計画」の策定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「北海道無電柱化推進計画」を策定し本日公表いたしましたのでお知らせします。 なお、計画全文は、北海道のウェブサイトに掲載しています。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/contents/file/mudenchu.html</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の無電柱化は、近年頻発している地震や台風などの大規模自然災害などへの備え、安全で快適な通行空間の確保、観光地における良好な景観の形成など、様々な効果が期待されています。 ・平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、国が定める「無電柱化推進計画」を基に平成30年から令和2年度の3か年計画「北海道無電柱化推進計画」(第7期)を策定し取組を行ってきたところです。 ・国において令和3年5月に新たに「無電柱化推進計画」が策定されたことを受け、道においても令和3年度～令和7年度までを計画期間とする「北海道無電柱化推進計画」(第8期)を策定し、総合的かつ計画的な推進に努めることとしています。 		
参考	・計画の概要は、別添資料のとおりです。		

報道(取材)			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市環境課(担当者:高木) TEL ダイヤルイン 011-231-4111 内線29-554
-------------	---

北海道無電柱化推進計画の概要

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 計画の基本的な考え方

(1) 無電柱化の目的

- ・防災性の向上
- ・通行空間の安全性・快適性確保
- ・良好な景観形成

(2) 国の動向

- ・2016年(平成28年)12月 「無電柱化の推進に関する法律」(以下、「無電柱化法」)施行
- ・2018年(平成30年)4月 無電柱化法第7条に基づく「無電柱化推進計画」策定
- ・2021年(令和3年)5月 「新たな無電柱化推進計画」策定
取組姿勢3つのポイント(・新設電柱を増やさない・徹底したコスト縮減・事業のスピードアップ)

(3) 本計画の位置付け

- ・無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画
- ・無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画の基本となる計画
- ・「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に沿った無電柱化に関する施策別計画

(4) 推進計画の期間

- ・2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度)

2. 北海道における無電柱化の現状

(1) 整備状況 <2020年度末(令和2年度末)>

- ・道道(道管理)の無電柱化:71箇所・道路延長約26km(整備延長約49km)

(2) 無電柱化の必要性

- ・台風上陸の頻発化、北海道胆振東部地震の発生など災害リスクの高まりや被害の甚大化
- ・全国を上回るペースで進む本道の少子高齢化に対応した安心して生活・移動できる環境づくり
- ・ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた「観光立国北海道」の再構築にむけて、国際的に質や満足度の高い観光地づくり
- ・冬期における除雪作業の作業性向上、着雪により想定される架空電線断線などのリスク回避

※整備延長は道路の上り線、下り線を合わせた延長を表している。

3. 無電柱化推進のための対応方針

- ① 限りある予算による効率的な整備(選択と集中)
- ② 積雪寒冷地に即した低コスト手法
- ③ 無電柱化の手法(多様な整備手法の活用)
- ④ 新設電柱の抑制(占用のあり方)
- ⑤ 地域における合意形成(関係者等との連携や調整)

第2 無電柱化の推進に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 選択と集中

優先的に推進すべき対象道路

整備の目的	対象道路の性格	具体例
①防災	災害の被害拡大の防止を図るために必要な道路	緊急輸送道路、避難路
②安全・円滑な交通確保	安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路	バリアフリー基本構想に基づく生活関連経路等
③景観形成・観光振興	良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路	景観法に基づく景観地区内の道路等

2. 積雪寒冷地に即した低コスト手法の導入

- (1) 低コスト手法の検討
 - ・「浅層埋設」の導入や「角型多条電線管等」の活用
- (2) 新技術工法の普及
 - ・低コスト化に資する新技術の普及

3. 多様な整備手法の活用

- (1) 適切な整備手法の選定
 - ・電線共同溝、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、裏配線、軒下配線
- (2) 観光地域振興無電柱化推進事業
 - ・観光地における電線管理者が実施する単独地中化等の支援制度活用に向けた検討

4. 新設電柱の抑制

- (1) 緊急輸送道路における、新設電柱の占用制限の実施
- (2) 道路事業と併せた無電柱化の実施
- (3) 市街地開発事業等における無電柱化の促進
- (4) 地中化に伴う占用料の優遇

5. 関係者等との連携や調整

- (1) 北海道無電柱化推進協議会の実施
- (2) 事業のスピードアップ(事務手続の簡素効率化)
- (3) 他事業との連携(街路事業など)
- (4) まちづくり等への配慮

第3 無電柱化の推進に関する目標 (道が着手する道道の区間)

DID地区内の緊急輸送道路	2.1% ⇒ 5.3%
バリアフリー基本構想における生活関連経路	35.6% ⇒ 37.9%
景観法に基づく景観地区内の道路	11.5% ⇒ 13.9%
道道 23箇所、整備延長 32km	

※整備延長は道路の上り線、下り線を合わせた延長を表している。

第4 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 無電柱化の目的、重要性に関する広報・啓発活動
2. 市町村への技術支援(ワンストップ相談窓口)
3. 目標の進捗管理(中間年及び最終年の進捗状況を公表)